

2021年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2021年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
社会 解説書 42 頁	問題 29 正答	正解 <u>2, 3</u>	正解 <u>2, 3, 4</u> 選択肢内の「計画過程」の定義が不明瞭なため、選択肢 4 も○となる。したがって、正解は 2 と 3 と 4。
社会 解説書 52 頁	問題 34 正答	正解 <u>2</u>	正解 <u>2, 5</u> 社会福祉法第 107 条に基づき、「市町村地域福祉計画」における住民参加は、「義務」ではなく、「 努力義務 」である。したがって、正解は 2 と 5。
社会 解説書 69 頁	問題 46 正答	4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項は、都道府県障害者計画と市町村障害者計画のどちらにも盛り込まれる。	4 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項は、都道府県 障害福祉 計画と市町村 障害福祉 計画のどちらにも盛り込まれる。 したがって選択肢 4 も不適切となる。
社会 解説書 133 頁	問題 82 正答	正解 <u>1</u>	正解 <u>3</u> ※解説書に記載の正解番号に誤りがございました。
社会 解説書 231 頁	問題 145 選択肢考察 5	× 5 選択肢は被保護者就労準備支援事業の対象者と考えられるが、ハローワークでの求職活動の同行は生活困窮者自立支援法における被保護者就労支援事業の内容を指している。	× 5 選択肢は被保護者就労準備支援事業の対象者と考えられるが、ハローワークでの求職活動の同行は 生活保護法 に基づく被保護者就労支援事業の内容を指している。
社会 解説書 126- 127 頁	問題 78 選択肢考察 5	× 5 法務局が遺言者の死亡を知ったのち、自ら相続人らに対して遺言が保管されていることを通知することはない。	× 5 自筆証書遺言保管制度には「死亡時通知」や「関係遺言書保管通知」がある。法務局が遺言者の死亡を知ったのち、自ら相続人らに対して遺言が保管されていることを通知する場合がある。また、通知する相手は相続人に限らず、受遺者、遺言執行者にすることもできる。 （※1※2）

該当頁	該当箇所	誤	正
社会 解説書 206 頁	問題 127 選択肢考察 2	×2 創設されたのは特別養護老人ホームである。	○2 1963 年 (昭和 38 年) の老人福祉法制定により、 <u>特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</u> が規定された。 ※創設の定義が曖昧のため、3 施設が規定された事実を覚える。
精神 解説書 7 頁	問題 7 選択肢考察 5	5× 来談者中心療法とは、セラピストが傾聴や共感を通して受容することで、クライアント (来談者) に自己受容を促す <u>支持的</u> 精神療法である。	5× 来談者中心療法とは、セラピストが傾聴や共感を通して受容することで、クライアント (来談者) に自己受容を促す療法であり、 <u>洞察的精神療法の一つ</u> である。

問題 78 選択肢 5

選択肢には、「死亡時通知」や「関係遺言書保管通知」に関する要件定義がされていないため誤りである。

※ 1 「死亡時通知」

本人が死亡した場合に、法務局が相続人等に自筆証書遺言がある旨を通知することがあるが、適用する場合には、生前に「遺言書の保管通知書」に書かれている同意事項に同意し、死亡時通知を送付する 1 名を指定しておく手続きが必要である。また、**通知する相手は相続人に限らず、受遺者、遺言執行者にすることもできる。**

※ 2 「関係遺言書保管通知」

法務局は相続人らの一人に遺言書の内容を証明する書面を交付した場合には、遺言書の保管をしていることを、速やかに他の相続人らにも通知しなければならない。

エムスリーエデュケーション株式会社
福祉教育カレッジ／模試編集グループ

※模擬試験の正誤情報は、福祉教育カレッジ HP にて最新の情報が公開されています。

<http://www.m3e.jp/fukushi/>

2020年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2020年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
社会 解説書 68 頁	問題 52 事例文	事例文に「Eさんは国民健康保険組合に加入していない」旨を記して、国民健康保険組合が正解から完全に除外されることを明確にすべきでした。設問の不備をお詫びいたします。	
社会 解説書 68 頁	問題 52 選択肢考察 1	国民健康保険を運営する主体（保険者）は都道府県と市町村である。	国民健康保険を運営する主体（保険者）は都道府県と市町村、 国民健康保険組合（職域国保） である。
社会 解説書 71 頁	問題 54 選択肢考察 2	就職促進手当の支給は、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あることが必要である。残日数により支給率が変動する。	就業促進手当の再就職手当 の支給は、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上あることが必要である。残日数により支給率が変動する。
社会 解説書 73 頁	問題 56 選択肢 2	発達障害と診断された障害者手帳所持者の日中の過ごし方の状況を見ると、65歳未満では、「学校に通っている」と答えた者の割合が最も高くなっている。	発達障害と診断された者の日中の過ごし方の状況を見ると、65歳未満では、「学校に通っている」と答えた者の割合が最も高くなっている。
社会 解説書 115 頁	問題 87 選択肢考察 5	相関係数の値が0から離れ、+1や-1に近い場合、データが少ないことを意味する。相関係数の値が0に近い場合、データが多いことを意味し、回帰直線から導き出される予測値と実測値のずれが大きい。	相関係数の値が0から離れ、+1や-1に近い場合、 強い相関関係であることを意味する。相関係数の値が0に近い場合、弱い相関関係であることを意味する。
精神 解説書 13 頁	問題 13 正答 選択肢 1	1 ×	1 ○ 配偶者からの暴力の形態には、ネグレクトは含まれないため、選択肢1も○となる。したがって、正答は1と4。
精神 問題集 34 頁 解説書 91 頁	問題 68 選択肢 5 選択肢考察 5	裁判所により任命される。	裁判所により 指定 される（医療観察法第15条第1項）。 ※ちなみに、精神保健審判員は任命（医療観察法第6条第1項）

◆社会問題 56 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆精神問題 13 は、不適切問題として一律加点となります。

株式会社テコム 福祉教育カレッジ／模試編集グループ

※今後の正誤に関しては、福祉教育カレッジ HP をご確認ください。

<http://www2.tecomgroup.jp/fukushi/>

2019年度 社会福祉士・精神保健福祉士全国統一模擬試験訂正表

この度、2019年度全国統一模擬試験に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のように訂正くださいますようお願い申し上げます。

該当頁	該当箇所	誤	正
解説書 2 頁	問題 1 選択肢考察 5	設問文に記すとおりである。	(削 除)
問題集 14 頁 解説書 44 頁	問題 35 選択肢 4	地域福祉計画	地域福祉支援計画 ※なお、市町村は「地域福祉計画」であり、これも都道府県地域福祉支援計画同様、努力義務です
解説書 56 頁	問題 43 選択肢考察 1	医療介護総合確保推進法で定められているのは、「都道府県計画」である（第4条第1条）。	市町村計画の作成を定めている法律は「医療介護総合確保推進法」ではなく「医療介護総合確保促進法」である。同法で都道府県計画も定めている。 ※なお「医療介護総合確保推進法」は平成26年、「医療介護総合確保促進法」は平成元年に、それぞれ制定されました。
解説書 116 頁	問題 90 選択肢考察 5	数字ではなく文字で	文字および数字、英文字＋数字を用いて
解説書 155 頁	問題 119 選択肢考察 1	所轄庁は都道府県になっている。	原則所轄庁は都道府県（知事）、条件*によっては市（長）、指定都市の長、厚生労働大臣になっている。
解説書 159 頁	問題 122 選択肢考察 1	イニシャルコストとして扱われる。	寄附金はランニングコスト（事業・施設運営経費）だけでなく、イニシャルコスト（社会福祉施設整備費）の財源として扱われる側面がある。
解説書 159 頁	問題 122 essential point 2 行目	寄附金	寄附金はランニングコスト、イニシャルコスト、双方に扱われる側面があります
解説書 170 頁	問題 129 選択肢考察 5	浴槽に入る場合は健側からですが、出る場合について、不明瞭な問題であったことをお詫び致します。介助により、入浴者が浴槽で向きを変えることで「健側の左足から出る」を正解と致しましたが、介助者が利用者の背部を支え、患側から先に膝関節を支えて浴槽から足を出す、すなわち「患側の右足から出る」ことも考えられるため、不明瞭な問題でありましたことをお詫び致します。よって、不適切問題となります。	

◆問題 35 は、解が得られなく上記の通り変更するため、不適切問題として一律加点となります。

◆問題 119

- * 市長：主たる事務所が市の区域内にある法人であって、その事業が当該市の区域を越えないもの
 指定都市の長：主たる事務所が指定都市の区域内にある法人であって、その事業が1の都道府県の区域内において2以上の市町村の区域にわたるもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である法人

厚生労働大臣：2以上の地方厚生局の管轄区域にわたるものであって厚生労働省令で定めたもの

(社会福祉法第30条)